

大分県報

平成二十八年
第二八〇四号
八月十二日

（金曜日）

目次

告示

- 一 母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託……………
- 一 地籍調査の成果の認証……………
- 一 道路区域の変更……………
- 二 道路の供用開始……………
- 二 大分海区漁業調整委員会告示
伊予灘海域におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止……………
- 三 採捕禁止区域におけるあさりの採捕の禁止……………
- 三 豊前海におけるあさりの採捕の禁止……………
- 四 かく長三センチメートル以下のあさりの採捕の禁止……………
- 四 あわび類、うに類の採捕の禁止……………
- 四 公 告
競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………
- 五 総合評価一般競争入札の実施……………

○告示

大分県告示第四百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務を委託した。

平成二十八年八月十二日

- 一 受託者の住所及び名称
東京都港区芝浦三丁目十六番二十号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十八年八月十二日

ニッテレ債権回収株式会社
代表取締役 小林 英 利
二 委託期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

大分県告示第四百四十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

平成二十八年八月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

調査を行つた者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
佐伯市	平二六・七・四から平二八・三・三まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦の一部の地籍図及び地籍簿	佐伯市蒲江大字蒲江浦の一部	平二八・七・二九

大分県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年八月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道高崎大	大分市大字高崎字新村一〇二〇番七地先から大分市大字高崎字新村一〇二八番二まで	前 後	メートル 二〇・〇 四・五	メートル 三〇五・〇
			五六・〇 九・〇	二七〇・〇

大分県報（告示）

分線

大分市大字高崎字南平一一七六番一
地先から
大分市大字高崎字机張原一二五一番
二まで

前	一五・〇 ） 五・五	二九〇・〇
後	二二・〇 ） 一〇・〇	二八〇・〇

大分県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年八月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道高崎大分線

大分市大字高崎字新村一〇二〇番七地先から
大分市大字高崎字新村一〇二八番二まで

平二八・八・一二

大分市大字高崎字南平一一七六番一地先から
大分市大字高崎字机張原一二五一番二まで

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり
たちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。

平成二十八年八月十二日

大分海区漁業調整委員会会長 内田健

一 禁止区域

伊予灘海域（点コと点サを結ぶ直線、点ス、点ツ及び点セを順次結ぶ直線、点テと点ト
を結ぶ直線、点チと点ナを結ぶ直線並びに点サと点ス、点セと点テ、点トと点ナ及び点コ

と点チをそれぞれ結ぶ最大高潮時海岸線から八千メートルの線で囲まれた海域をいう。）
のうち、伊予灘協定東部海域（伊予灘海域のうち点ケと点シを結ぶ直線以東の海域をい
う。）並びに山口県及び愛媛県の最大高潮時海岸線から一万メートル以内の海域

点ア 大分県大分市関崎

点イ 大分県国東市安岐崎沖灯浮標

点ウ 大分県国東郡姫島村姫島灯台

点エ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

点オ 山口県熊毛郡上関町祝島北西端

点カ 山口県熊毛郡上関町祝島西南端

点キ 山口県熊毛郡上関町祝島東端

点ク 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台

点ケ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台

点コ 点ウから点エ見通し八千メートルの点

点サ 点エから点ウ見通し八千メートルの点

点シ 点オから点ウ見通し五千メートルの点

点ス 点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八
千メートルの線との交点

点セ 点クから点カ見通し八千メートルの点

点ソ 点ケから点シ見通し八千メートルの点

点タ 点アと点イを結ぶ直線と点セと点ソを結ぶ直線の延長線との交点

点チ 点アと点イを結ぶ直線と大分県国東半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線
との交点

点ツ 点キと点クを結ぶ直線と点ソと点セを結ぶ直線の延長線との交点

点テ 点セと点タを結ぶ直線と愛媛県佐田岬半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点ト 点セと点タを結ぶ直線と大分県大分市高島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点ナ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点コ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点ナ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点コ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点コ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点コ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点コ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点コ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点コ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点コ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点コ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点コ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点コ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

点コ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの
線との交点

二 禁止期間

平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日まで

~~~~~

大分海区漁業調整委員会告示第十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

平成二十八年八月十二日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田 健

一 あさりの採捕禁止区域

1 中津市地先の次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- 点イ 北緯三十三度三十七・三八五分、東経百三十一度十一・六三八分
  - 点ロ 北緯三十三度三十七・三二七分、東経百三十一度十一・七一八分
  - 点ハ 北緯三十三度三十七・四〇八分、東経百三十一度十一・七六三分
  - 点ニ 北緯三十三度三十七・四四〇分、東経百三十一度十一・六七〇分
- 2 宇佐市地先の次のホ、ヘ、ト、チ及びホの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
- 点ホ 北緯三十三度三十四・七八七分、東経百三十一度二十・九〇八分
  - 点ヘ 北緯三十三度三十四・八〇五分、東経百三十一度二十・九六九分
  - 点ト 北緯三十三度三十四・八四七分、東経百三十一度二十・九五八分
  - 点チ 北緯三十三度三十四・八三三分、東経百三十一度二十・八九六分

3 宇佐市地先の次のリ、ヌ、ル、ヲ及びワの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- 点リ 北緯三十三度三十四・八七七分、東経百三十一度二十・九三六分
  - 点ヌ 北緯三十三度三十四・八八一分、東経百三十一度二十・九八九分
  - 点ル 北緯三十三度三十四・九一〇分、東経百三十一度二十・九八八分
  - 点ヲ 北緯三十三度三十四・九〇二分、東経百三十一度二十・九三三分
- 4 豊後高田市地先の次のワ、カ、ヨ、タ及びワの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- 点ワ 北緯三十三度三十四・九九九分、東経百三十一度二十四・八八二分
- 点カ 北緯三十三度三十五・〇一二分、東経百三十一度二十四・九三八分
- 点ヨ 北緯三十三度三十五・〇四一分、東経百三十一度二十四・九一九分
- 点タ 北緯三十三度三十五・〇二七分、東経百三十一度二十四・八七八分

5 豊後高田市地先の次のレ、ソ、ツ、ネ及びレの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- 点レ 北緯三十三度三十五・〇三四分、東経百三十一度二十四・八七八分
- 点ソ 北緯三十三度三十五・〇三九分、東経百三十一度二十四・九一五分
- 点ツ 北緯三十三度三十五・〇六四分、東経百三十一度二十四・九一二分
- 点ネ 北緯三十三度三十五・〇六二分、東経百三十一度二十四・八七一分

二 禁止期間  
平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおりあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

平成二十八年八月十二日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田 健

一 禁止区域

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

- 点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端
- 点ロ 山国川山国橋の下流側中央
- 点ハ 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点
- 点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点
- 点ホ 点ヘから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点
- 点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間等

平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間のそれぞれ日没から日の出まで。ただし、平成二十八年十月十六日から同月三十一日までの間については終日

大分海区漁業調整委員会告示第十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおりかく長三センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

平成二十八年八月十二日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田

健

一 禁止区域

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへ各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点ハから真方位三百四十二度四十分三十分九千九百四十メートルの点

点へ 豊後高田市と国東市との境界の標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間

平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類、うに類の採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

平成二十八年八月十二日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田

健

一 禁止区域

1 あわび類

佐伯市米水津宮野浦地先の次に掲げるイ、ロ、ハ及びニ各点（世界測地系）を順次

に結んだ直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

点イ 北緯三十二度五十三・六七一分、東経百三十二度〇〇・〇一四分

点ロ 点イから真方位七十度十メートルの点

点ハ 点ニから真方位七十度五メートルの点

点ニ 北緯三十二度五十三・六一九分、東経百三十二度〇〇・〇四分

二 うに類

津久見市大字四浦地先の津久見市大字四浦字西泊大元漁港（西泊地区）防波堤に漁業権管理者が設定した点から真方位三百二十四度五十三メートルの点を中心とする半径二十メートルの円によつて囲まれた区域

二 禁止期間

平成二十八年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十八年八月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

インターネット閲覧に係る仮想基盤環境調達（長期継続契約）

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過して

いない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(七) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合

## 2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

## (二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）  
ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）  
ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

## 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

### 1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

### 2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

### 3 申請の時期

平成二十八年八月十二日（金）から同月二十六日（金）までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

## 四 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から同年九月三十日までとする。

## 五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

### 1 申請書の交付場所

三の2に同じ

### 2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>

## 六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十八年八月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 一 調達をする物品等又は特定役務の種類

インターネット閲覧に係る仮想基盤環境調達（長期継続契約）

## 二 競争入札の参加者資格

1 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七

条の四の規定に該当する者

(二) 営業に関し必要な許可、認可等を得ていない者

(三) 営業年数が一年未満の者

(四) 県税を滞納している者

(五) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(六) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

2 競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めたとする。

(一) 営業概要

イ 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）

ロ 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）

ハ セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九七―五〇六―二〇七―一

3 申請の時期

平成二十八年八月十二日（金）から同月二十六日（金）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、三の規定により入札参加資格を取得した日から、同日以後における最初の登録基準年（平成十六年以後の二年ごとの年）の三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sankashikaku.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を取得した者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

(一) 令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（平成十四年大分県告示第五百五十六号）第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

2 六の1の規定に基づき競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。

~~~~~

次のとおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。
平成28年8月12日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達する物品等又は特定役務の種類
インターネット閲覧に係る仮想基盤環境調達

(2) 契約期間
契約締結日から平成34年1月31日まで（長期継続契約）

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、(1)から(7)までに掲げる要件を満たしているもの限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である

<p>こと。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成20年大分県告示第148号）のうち、リース・レンタル業としての業務の登録をしている者であること。</p> <p>イ 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（平成14年大分県告示第556号）のうち、システム分析、システム開発及びシステム運用管理としての業務の登録をしている者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。</p> <p>(5) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p>	<p>(7) 共同企業体による場合は、以下の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 共同企業体協定書（第2号様式）を締結していること。なお、共同企業体は、自主結成とする。</p> <p>イ 共同企業体の各構成員は、セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。</p> <p>ウ 共同企業体の構成員の1人以上が、官公庁や地方公共団体との契約実績があり、かつ、それを証明した者であること。</p> <p>エ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員で本件入札に参加していないこと。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>平成28年8月12日（金）から同月26日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先</p> <p>〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号</p> <p>ア 2の(2)アに係ること</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班（県庁舎本館2階）</p> <p>電話 097-506-2957（直通）</p> <p>大分県ホームページ http://www.pref.aita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html</p> <p>イ 2の(2)イに係ること</p> <p>大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班（県庁舎本館7階）</p> <p>電話 097-506-2071（直通）</p> <p>大分県ホームページ http://www.pref.aita.jp/soshiki/14250/sankashikaku.html</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所</p> <p>大分県商工労働部情報政策課システム開発第二班（県庁舎新館9階）</p> <p>〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号</p> <p>電話 097-506-2457（直通）</p> <p>(2) 日時</p> <p>平成28年8月12日（金）から同年9月20日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午</p>
---	---

<p>後5時まで。</p> <p>5 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 場所 上記4の(1)に同じ</p> <p>(2) 日時 上記4の(2)に同じ</p> <p>6 入札参加条件 入札説明書に規定する参加資格確認申請書兼誓約書等を平成28年9月9日（金）までに上記4の(1)に掲げる部局に提出し、入札参加資格認定通知を受けること。</p> <p>7 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所、提出方法及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 上記4の(1)に同じ</p> <p>(2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）</p> <p>(3) 提出期限 平成28年9月21日（水）午前10時 時間厳守 ただし、郵送の場合は平成28年9月20日（火）午後5時までには必着のこと。</p> <p>9 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎本館8階 82会議室</p> <p>(2) 日時 平成28年9月21日（水）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札保証金 見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。</p>	<p>(2) 入札保証金の免除 次の場合は、入札保証金の全部又は一部が免除される。</p> <p>ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>11 無効入札に関する事項 次の(1)から(6)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札</p> <p>(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札</p> <p>(3) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札</p> <p>(4) 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった入札</p> <p>(5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札</p> <p>(6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札</p> <p>12 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書評価による「技術点」と、入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者とする。ただし、提案項目表に示す必須項目が1項目でも0点となった場合は落札者としてない。</p> <p>(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適當であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、価格その他の条件が本県にとつて最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることがある。</p> <p>(3) 落札者となるべき合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) その他、詳細は入札説明書による。</p> <p>14 Summary</p>
---	---

(1) The name of contract matter

Procurement of virtual infrastructure environment relating to Internet browsing

-The details are described in the manual of this tender.

(2) Time Limit for Tender

10 : 00 AM on 21 September, 2016

(3) Contact Point for the Notice

Information Policy Division,

Commerce and Labor Department,

Oita Prefectural Government Office

3-1-1, Ohte-machi, Oita city 870-8501 Japan

TEL 097-506-2457